

○さいたま市議会委員会条例

平成13年5月15日
条例第286号

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総合政策委員会 12人

市長公室、都市戦略本部、総務局、財政局、経済局、出納室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事項(予算委員会の所管に属するものを除く。次号から第5号までにおいて同じ。)並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 文教委員会 12人

スポーツ文化局及び教育委員会に関する事項

(3) 市民生活委員会 12人

市民局、環境局及び消防局に関する事項

(4) 保健福祉委員会 12人

保健福祉局及び子ども未来局に関する事項

(5) まちづくり委員会 12人

都市局、建設局及び水道局に関する事項

(6) 予算委員会 20人

予算、補正予算及び暫定予算に関する事項

2 議員は、前項第1号から第5号までに規定する常任委員会のいずれか1の委員となる。

3 議員は、同時に2を超える常任委員会の委員となることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、工事又は製造の請負契約及び財産の取得又は処分に関する事項は、それぞれ当該請負契約及び財産の取得又は処分に係る施設、財産等の所管部等を所管する常任委員会が所管するものとする。

(一部改正〔平成13年条例287号・14年65号・15年42号・79号・17年142号・20年22号・26号・21年43号・22年28号・23年15号・26年41号・27年35号・38号〕)

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成19年条例24号〕)

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、12人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(一部改正〔平成23年条例15号〕)

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(一部改正〔平成19年条例24号〕)

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間 在任する。

(一部改正〔平成24年条例52号〕)

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、12人とする。

(一部改正〔平成23年条例15号〕)

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

3 議長は、第2条第1項第1号から第5号までに規定する常任委員会のいずれかの常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

5 議長は、第1項の規定により委員を指名したとき及び第3項の規定により委員会の所属を変更したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(一部改正〔平成19年条例24号・20年27号・24年52号〕)

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長各1人を置く。ただし、特に必要があると認めるときは、議会の議決で特別委員会に副委員長2人を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、委員会において、それぞれ互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(一部改正〔平成20年条例26号・23年15号〕)

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。この場合において、副委員長が2人あるときは、あらかじめ委員長が指定する副委員長が、委員長の職務を行うものとする。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。
(一部改正〔平成20年条例26号〕)

(委員長、副委員長の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。
(委員の辞任)

第14条 委員(第2条第1項第1号から第5号までに規定する常任委員会の常任委員を除く。)が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
(一部改正〔平成20年条例27号〕)

(招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。
(委員会の開催方法の特例)

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延の予防措置により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、次条、第17条第1項及び第30条第1項の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
(追加〔令和3年条例43号〕)

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。
(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱)

第19条 委員会は、議員のほか、委員会の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(一部改正〔平成14年条例65号・27年35号〕)

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、さいたま市議会会議規則(平成13年さいたま市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消せることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第23条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(一部改正〔平成24年条例52号〕)

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らない
いように公述人を選ばなければならない。
(一部改正〔平成24年条例52号〕)

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超える、又は公述人に不穏當な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(一部改正〔平成24年条例52号〕)

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

(一部改正〔平成24年条例52号〕)

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、地方自治法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(一部改正〔平成19年条例24号〕)

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月27日条例第287号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のさいたま市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、この条例による改正後のさいたま市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員の職として選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による各常任委員会の委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例の規定により各常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例の規定により、各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則(平成14年9月30日条例第65号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年3月14日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定及び次項の規定は平成15年4月1日から、その他の規定は同日以後最初にその期日を告示される一般選挙後に招集されるさいたま市議会の招集の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の際、現に同条の規定による改正前のさいたま市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、同条の規定による改正後のさいたま市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による各常任委員会の委員長、副委員長又は委員の職として選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による各常任委員会の委員の残任期間とする。

3 第1条の規定の施行の際、現に改正前の条例の規定により各常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例の規定により、各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則(平成15年12月25日条例第79号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第142号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月15日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月18日条例第22号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月16日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月13日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月25日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市議会委員会条例の規定により各常任委員会に付託されている事件は、この条例による改正後のさいたま市議会委員会条例の規定により、各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則(平成22年3月31日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市議会委員会条例の規定により各常任委員会に付託されている事件は、この条例による改正後のさいたま市議会委員会条例の規定により、各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則(平成23年5月2日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月25日条例第52号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「改正前の法律」という。)の規定により選任された常任委員、議会運営委員又は特別委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定によりそれぞれ常任委員、議会運営委員又は特別委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、この条例による改正前のさいたま市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により選任された日(特別委員として選任されたものとみなされる者の任期にあっては、改正前の法律の規定により選任された日)からそれぞれ起算するものとする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により互選された常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日に、改正後の条例の規定によりそれぞれ常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員長又は副委員長として互選されたものとみなす。

附 則(平成26年3月25日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市議会委員会条例第2条第1項第1号の総合政策委員会に付託されている事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市議会委員会条例第2条第1項第1号の総合政策委員会に付託されたものとみなす。

附 則(平成27年3月12日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第1項に規定する総合政策委員会又は市民生活委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、それぞれこの条例による改正後のさいたま市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項に規定する総合政策委員会又は市民生活委員会の委員となるものとし、その任期は、この条例の施行の日における改正前の条例第2条第1項に規定する総合政策委員会又は市民生活委員会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第1項に規定する総合政策委員会又は市民生活委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の条例第2条第1項に規定する常任委員会で当該事件を所管することとなるものに付託されたものとみなす。

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する間は、改正後の条例第21条の規定は適用せず、改正前の条例第21条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成27年6月10日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のさいたま市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第1項に規定する文教委員会又は市民生活委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、それぞれこの条例による改正後のさいたま市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項に規定する文教委員会又は市民生活委員会の委員となるものとし、その任期は、この条例の施行の日における改正前の条例第2条第1項に規定する文教委員会又は市民生活委員会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第1項に規定する文教委員会又は市民生活委員会に付託されている事件は、それぞれ改正後の条例第2条第1項に規定する常任委員会で当該事件を所管することとなるものに付託されたものとみなす。

附 則(令和3年11月30日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。